

## 第1回高知県文化財保存活用大綱策定委員会

### 1. 開催日

令和元年5月17日（金）

### 2. 意見抜粋

**【議事① 文化財保護法の一部改正及び文化財保存活用大綱策定に至る経過について】**

- ・「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」における「文化財」は、指定文化財・未指定文化財の別を問うておらず、全ての文化財を指している点に留意が必要である。

**【議事③ 高知県の文化財行政の現状説明について】**

**【議事④ 大綱骨子説明について】**

- ・市町村に文化財の専門職員が不在、又は兼任という場合が多く、今後どうやって支援をしていくのか検討が必要である。

**【議事⑤ 大綱策定にあたって検討すべき課題について】**

- ・大綱策定にあたって、県が考えている課題を具体的に示し、その課題を元に議論を進めていくべきではないか。
- ・大綱の策定によって、県内の文化財に光が当たることは喜ばしいこと。これまで文化財を担ってきた人がどんどんいなくなってきており、そういった中で、文化財所有者であっても文化財に対する理解が乏しい場合がある。所有者の意識を高める人材や、所有者間の情報交換のためのネットワークといったものが必要ではないか。
- ・文化財というものを、内に隠していくのではなく、広く公開して地域の住民の方々と一緒になっていくという視点で、今後の議論の中で考えていきたい。
- ・文化財の保存と活用について、指針では未指定文化財のことまでしっかりと明記されている。この部分を骨子にもっとうまく入れていかなければならない。未指定の文化財を活用したときに具体的に起こりうる事に対する取組を充実させた方がいいのではないか。
- ・市町村が作る計画で基本的に一番大事なことは、未指定文化財の掘り起こし、いわゆるマッピングである。一方で県の大綱としては、市町村が未指定の文化財も含めてまちづくりや地域振興に役立つ計画を立てていく上で、指定文化財の保存はしっかりとやっていくということも書いていくべきである。
- ・少子化、文化財の散逸、まちづくり等を踏まえた、あるべき論が大綱には必要である。